

## 「松本市宿泊税条例の骨子（案）」とは？



意見募集期間：

令和7年4月23日から令和7年5月23日

### Q どんな内容なの？

松本市ならではの国際文化観光都市としての魅力を高め、国内外からの来訪を促進するとともに、地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興を図る施策に要する費用を継続的に確保するため、独自課税による「松本市宿泊税」を導入予定です。

市では、宿泊税の導入検討を進めるにあたり、学識経験者や宿泊事業者などで構成される「松本市観光振興のための財源確保検討委員会」を設置しました。

検討委員会で様々な観点から新たな財源の確保策について協議を重ねた結果、「宿泊税」が最も適しているという結論に至り提言書を市長へ提出しました。

この度、提言を受け、本市では以下に示します「松本市宿泊税条例の骨子(案)」を作成しましたので、本案に対するご意見（パブリックコメント）を募集します。

### Q 市民生活にどんな影響を与えるの？

宿泊税を活用した観光振興施策の実施により、観光サービスや地域の魅力を高めることで、来訪者の満足度が向上し、観光消費額を増加させ、観光産業を始め、関連する産業への投資が拡大するという好循環を生み出します。

この好循環により、松本市の持つ文化・歴史・芸術性・環境等を未来に残す「持続可能な観光地」となり、松本市を訪れる旅行者はもちろん、市民と観光産業を営む全ての人のウェルビーイング向上を目指します。

※ウェルビーイングとは、肉体的、精神的、そして社会的に、完全に満たされた状態のことです。

※宿泊税は、市内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課される税金で、条例に基づき、用途や税金が定められる法定外目的税です。

ご意見  
お待ちしております！

